

議長定例記者会見 会見録

日時：平成 21 年 11 月 2 日 10 時 30 分～

場所：全員協議会室

1 発表事項

- ・発表項目なし

(議長)おはようございます。定例記者会見を始めさせていただきたいと思っております。今回発表事項はございませんので、後は、皆さん方からのご質問等に応じて答えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

2 質疑応答

(質問)先日知事の方から、議提条例の検討会の協議に関する申し入れがありましたけれど、その件について、どのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

(議長)代表者会議の時に総務部長の方から話がありまして、その後江畑副知事が私の方に来られまして、正式に文書で申込みがございました。それにつきまして、私どもも代表者会議で検討をさせていただき、この 11 月 9 日の予決等終了後、この全協室でさせていただくということを決めさせていただいたところです。細かいことは今、執行部の方と詰めておりますが、基本的には今まで会期の見直しの時ですとか、それから議会基本条例制定の折、またもう少し遡りますと、二元代表制における議会の在り方検討会の最終報告等の議論について、知事と何度か同じようなことをやっておりますので、そういうふうな形でさせていただこうかなと、こう思っています。私どもの方は、今まで条例検討会のメンバーの方々が、今日まで議論を積み上げていただいておりますから、条例検討会のメンバーの方を中心に、知事からいろいろお話を伺わせていただき、またお答えさせていただくということを基本に、議論を進めていくというようなことを今の時点では考えておるところです。

(質問)博物館ですけれども、29日の定例記者会見で、知事は民主党県連のまだ意見書はいただけていないと、それを見て検討すると。30日の予決等でそれなりのその建設意欲等が示されて、スケジュールも予定通り狂いはないと

いう形のことをおっしゃっているのですが、全体に関して議長はどういうふうにお感じになっておられますか、博物館に関して。

(議長) 博物館はまだ、最終的には全部の結論が出たとは思っておりません。まだまだ議会の方でも、先日の総括質疑でも館議員の方から質問のありましたように、議会の中としては、まだ議論が継続しているであろうと思っております。民主党の方からも、あのような中間案と言いますか中間の意見書の取りまとめのようなものが出ておまして、近い将来最終的なご意見がいただけるのかなと思っておりますが、そういう政党ですとか、団体ですとか、また県民のいろんな皆様方のご議論をしっかりと聞かせていただいて、議会議論を深めさせていただきたいなと思っております。ただ、先日の民主党の意見の中間取りまとめ、私も少し拝見をさせていただきましたが、意味がもうひとつ分からないと言いますか、創る方向性は正しいけれども、現時点の情勢を考えれば慎重に考え、建設時期については慎重に考えるべきではないかというようなご意見が出ていたと思いますが、慎重に考えるという意味を、もう少し明確にしてもらわないと、なかなか議会議論の中には反映できないのではないかと思います。

民主党の今までのいいところというのは、もっと明確なメッセージを国民や県民の方に出すというのではないかと、私なりに理解しているのですが、今回は悪い意味での大人の対応のような、非常に曖昧な表現で出ておりますから、最終的なご意見を民主党の方からいただけるということならば、もう少し明快なメッセージをいただければと思っております。

(質問) 意見書はもう知事のところへは出ているのですか。

(議長) まだ、出ていないのではないですか。この間のは最終じゃないですから、まだ。

(質問) 今、議論が継続という形でおっしゃったのですが、それは議長の認識なのか、それとも議会全体として議論を継続しているということですか。

(議長) この間の総括質疑で、ああいう質問が出るということ自体が、まだ議論が継続しているということだろうと思っております。私どもは議案として、建設の実際の予算案が出てきて議決したというならば、まさしく議会として一定の一つの結論が出たということになると思っておりますが、まだそういうことも含めて議論がされている段階だろうと思っております。ただ、今までの議会での議論

のいろいろな経緯、また積み上げもありますから、建設を今の博物館の現状を考えた時に、建設をするということ自体を否定しているという議論が今、議会の中で大勢であるというような認識は持ってありませんが、この間の質問のとおり、直ぐにするのか、それとももう少し優先順位を考えて、例えば緊急雇用対策だとか緊急経済対策をさらに優先的に考えるべきではないかというような議論が、議会の中に厳然としてあるというのは事実ですので、そういうことも含めて、最終的にそういう建設の予算が出てきた時に、それを議決するかどうかの結論になるのではないかと思います。

(質問)ただ、知事の会見以降、ずっと発言を聞いていると、予決のときもそうですけれども、知事は既に建てる建てないというのはもう議論は終わっているという認識にどうも囚われるのですけど、その辺は、その認識のズレは執行部側の落ち度なのですか。

(議長)知事が知事の考えを述べられるのは、それは知事のご判断ですから、それについてとやかく言うつもりは毛頭ありません。私ども議会の方は、まだ議論が継続しているということの認識を持っております。

(質問)最終的なせめぎ合いの場所というのは、来年度当初、再来年ですか。

(議長)基本設計が出て、今度は実施設計が出てきますので、その実施設計の時が1つ、それから実施設計に基づいて具体的な建設の予算が出てきた時に2つ目と、そのあたりのところに議論を集約していく必要があるのではないかと思います。

(質問)では、実施設計が出る見込み予定が来年5月で、6月議会で承認。その後、予算が実際つくのが9月議会のあたり。

(議長)そのあたりまでに、議会としての意思を明確にしていく必要があるだろうと思います。大いに議論をして、議会意思を明確にしていくということは、大事だと思っております。

(質問)こういう経済情勢ですから、ちょっと慎重に、慎重にというかずらしたほうがよいというお考えですか。

(議長)私が今、そういう予断と言いますか、予見を持つような発言は、控え

させていただいた方がいいと思います。各いろいろな政党だとか、団体だとか、県民の皆様方のいろいろなご意見を聞いたうえで、議会がしっかり議論をして意思決定をしていけばいい訳で、私が今ここで少しずらした方がいいとか、予定どおり知事のおっしゃるとおりの予定で建設した方がいいとかいうことは、言わない方がいいのではないかと思います。

（質問）選挙区調査、定数も含めてなのですからけれども、第三者的に拝見していると、若干膠着状態に陥っているという感じがなきにしもあらずなのですが、これをどのように切り分けて、どのように落としていくつもりなのですか。

（議長）近い時期に、選挙区の検討会の代表の方から状況等をお伺いをして、議長として一定の見解なり、打開策が出せるものなら、そういうものも考えさせていただければなと思っております。しっかり議論をしてきていただいておりますので、その経緯だとか内容等をお聞かせいただいたうえで、民主党ではありませんけれども、慎重に判断をさせていただきたいと思えます。

（質問）この前のその検討会の会合で拝見していると、全体に51の定数維持ということに関しては、どなたからも異論が出なくて、全体は定数は51のままでいくのだろうという感じがするのですけれども、その辺、議長の認識は。

（議長）そういうことも含めて私なりの考え方を整理して、もしお話を伺わせていただいたうえで、必要があれば、そういう定数が51であるかどうかも含めて、私なりの考え方を述べさせていただこうと思えます。

（質問）ずっと8年間くらい懸案になっていますが、13年の定数等の選挙区の特別委員長報告等で、ある程度、次は国勢調査等を踏まえて、あるいは市町村合併を踏まえて、定数の削減方向で見直す的な附帯意見が付いているわけですから、それがずっと8年間温存されている形で来ていると。それを23年に定数を51に守った場合に、ある程度、県民への約束事の部分で、ちょっと県民の疑念を抱く部分が出てくるのですけれども、その辺はどうお考えですか。

（議長）定数を減らせばよいという考えには、私はもともとくみしておりません。ただ、減らすにしても、現状を維持するにしても、それなりのきちんとした一定の合理的な理由、県民の皆様方にご説明のできる理由というものが必要だろうと思っておりますから、そういうことも入れて考えさせていただきたい

と思います。

(質問)ということは、説明のできる理由があれば、逆に5.1より増やしてもいいという話もあるということですね。

(議長)ただ、その増やすという選択肢は、理屈の上では可能なのですが、今の県民感情ですとか、世の中の動き等を見ていますと、なかなか増やすという選択肢はとれないのではないかと考えていますから、今の現状を維持するか、それとも減らすかという、この2つしか残ってこないのではないかと考えております。

(質問)先週執行部の方から県の予算に対して、国の補正予算の見直しの影響がどういうものが出るのかというのをペーパーなどで報告が各議員さんにあったかと思うのですが、それを読まれた議員の方から、よく個別の事業がどういう事業であるとか、具体的にどういう影響が出るのか非常に分かりづらかったという声を聞きまして、今後もいろいろ国との絡みで影響が出てくると思うのですが、それについて議会としてもっとよく把握できるように、何かこう執行部に求めていかれたりとかは考えられたことはありますか。

(議長)私の方にも執行部からご説明があった時に、同じような趣旨のことはお願いはさせていただいたのですが、ただ、国の方も例えば今の概算要求の9.5兆円というような金額が出て、金額はわかりますけれども、その中身はなかなか見えてこないということも当然ありますし、それから行政刷新会議でこれからその9.5兆円がいろいろなところで圧縮されてくるだろうと思いますが、どこが圧縮されてくるのかということもよく見えない。基金の方も基本的に地方自治体に絡んでいるのはそう大きく手が付けられていませんから、3兆円近く削られてもそう大きく地方自治体の方には影響は出てきていない。ただ当然地域医療再生計画とか、実際にお金が執行されていない部分に関しては、いろいろ出ておりますけれども、実際に議決されたり、執行されたものに関してはあまり影響が出てきていないのもこれ一方で事実ですので、ただ、議会が議論をしていくうえで、まだまだ内容等が不明瞭と言いますか、詳細が明らかになっていませんから、こういうことに関してはもっと詳しい資料を分かり次第提出していただきたいということをお願いをさせていただいています。とりわけ公共事業等、暫定税率、これも一気に廃止するのか、少し国の方では段階的にやるという議論も出てきておりますし、そういうところのものが出れば必然的に影響が出るわけで、そういうことも含めてできるだけ詳しい資料が分かり次第

第早急に議会の方に出していただきたいというお願いはしております。

（質問）知事は戦略計画の方を議決対象にすると、知事のマニフェストに触れて権限を侵すというような考え方を持っていらっしゃるけれども、それについて議長としてはどういうお考えなのでしょうか。

（議長）9日の日にまた一戦させていただきますけれども、知事は誤解をされておられるのか、理解をされていないのか、解ってわざと言っておられるのかよく解りませんが、知事がマニフェストに何を書かれようとそれは知事のお考えですし、マニフェストに則して4年間の戦略計画を作られるというのはそれはそれで結構ですし、ただ、戦略計画に従って県政が推進されていくということになれば、一方の民意を代表している議会が戦略計画に対して物を言わないということであれば、議会はいらぬとか、議会にとっては不作為な話になりますので、しっかりと議会は県民の意思を体得してその戦略計画の中に自らの意見というものを反映させていくということの努力をしなければ、議会の存在価値はないと思っていますので、決して知事の権限を侵すとか、マニフェストをコントロールするとかそういう話ではないと思っています。

（質問）11月の声を聞いて、5月に議長になられて示された議長マニフェストの関係なのですけれども、今ここに至っての最初議長になられた時の会見時に言われた部分と実際動いていない部分があるかと思うのですが、それについてはどうお考えですか。

（議長）ちょうど議長になりまして半年経ちました。その中でいくつかマニフェストに則してやってきていることがありまして、これは今副議長の方でいろいろ汗をかいていただいておりますけれども、議会広報の内容ですとか、県民の方にとって非常に分かりやすい、そういう編集アドバイザーを入れて見直したらどうかとか、それから議会の各委員会に出てくる政策資料等をインターネット上で県民の皆さん方が簡単に手に入るようにしたらどうかというようなことも進めさせていただいておりますし、先立ってインターンの学生さんも受け入れるということも出来ましたし、少しずつですが進めていると思います。ただ、基本的に当初私が考えておりました、これから2年間の議会基本計画を作って、それに従って議会全体で進めていくという、その部分が出来なかったというのは残念なのですが、議長の方で適時適切に判断をして提出をしてくださいというご理解をいただいておりますから、今後もそういう形で自分なりのスケジュール感で、議会改革の推進をしていきたいなと思っています。

(質問) この2年間の議会基本計画は、もう6か月分差し込んでいますが、けれども、あと例えば来年になった時に1年間分出すとか、絶えずそれを俎上にのせてというのはだめなのですか。

(議長) 代表者会議でそういう合意、議長の方で適時適切にその都度出せということでの合意をいただいておりますので、いまさらもう一度基本計画を作るという考えはありません。自分なりの頭の中でのスケジュールで必要という時に必要なものを出していきたいと思えます。

(質問) 編集アドバイザーは既にもう入れられたのですか。

(議長) 入れています。副議長の方から少し、彼が担当しておりますので。

(副議長) ここから少し補足させていただきます。議会広報の編集アドバイザーの導入ということに関しましては、広聴広報会議の方で9月8日に概ね決定しました。概ねというのは代表者会議の方から委託されておりますので、その確認、了承がないと最終的な公表をするというわけにはいかないもので、広聴広報会議の方では確認事項になりましたけれど、そういう意味で皆さんに公表していないということで、今議長の方から補足説明せよということがありましたので、広聴広報会議としてあらためて言いますけれども、9月8日に決定事項となりました。これは県民に議会の活動をより分かりやすくするためにということで、それぞれ適時に編集アドバイザーを招聘して勉強会をしよう。それにあたっては、今後は全協等の対応もしながら、議員全体に自分たちの議員活動をもっと県民に分かりやすく広報するためには、どういうことが必要なのかということも含めて、今後は議員全体も含めて勉強会をしようということで決定しています。

(質問) 要は代表者の承認を得ていないから、公表できないと。

(副議長) 最終的にはそういうことです。代表者会議で、広聴広報会議で検討をしろということですので、会議の委員の皆さんではこれでいいですよという決定はしましたけれども、まだ議長の方にその旨調整とかそういうのがなかなかされていないものですから。それとあとホームページの委員会での事前の公表というものに関しても両方一遍に委託されましたので、その分を含めて代表者会議の方で報告しようということですので、それが終わり次第皆

さんの方にも公表しようということで思っていたのですが、今議長の方からありましたので、これの予定がまだちょっと、特に委員会の公表に関しましては執行部との調整もありますので、その辺で遅れているということです。この12月の委員会の開催する時にはなんとか対応したいなということにしていますので、その準備を今していますのでよろしくをお願いします。

(質問) すみません。話がちょっと見えないのですが、委員会と今おっしゃったのは広聴広報委員会ですね。

(副議長) 要するに、常任委員会等の資料提供に対するホームページのアップのことです。

(質問) これをかけるのは代表者会議でかけるのですか。

(副議長) そうです。

(質問) だけど編集アドバイザーそのものはもう既に働いてというか、委嘱して動いているのではないですか。

(副議長) この編集アドバイザーに関しては、あくまで試行的にやろうということで、第1回目は試行的にやらせていただきました。第2回目以降はこの編集アドバイザーの効果があったということで広聴広報会議の委員の皆さんで了解していただいたということでございます。

(質問) 余計話が見えないのですが、試行的にやったのはいつからいつまでやったのですか。

(副議長) 9月1日に勉強会を広聴広報会議のメンバーだけでやりました。

(質問) そこに編集アドバイザーという方は入られているのですか。

(副議長) そのとおりです。

(質問) その1回限りで試行という形になったのですか。

(副議長) そのとおりです。

(質問) 全体の話がよく見えない。

(議長) 特定のアドバイザーの方と委託契約をせずずっと継続してやるのか。それともテーマ毎にその都度その専門のアドバイザーの方に来ていただいてやる方がいいのかということも含めてこの前勉強会でいろいろやっていただいて、結論としては、特定のアドバイザーの方にずっと継続してやっていただくというよりは、その都度その専門の方に必要なテーマに従って来ていただく方がいいのではないかという結論を得たというふうに私は聞いております。これは広聴広報会議の方から私の方に少し話がありますので、近い時期に代表者会議にかけてご了解を得られれば、そういう形でシステムとして動かしていきたいと思っております。

(質問) 普通、報酬が発生しないのだったらそれでいいと思うのです。つまりボランティアでやられているのだったら。ただしこれ費用が発生していますよね。だとすれば、その税の報酬として使われ方というのはきちり明確にしていけないと、県民には分かりにくいですよ。しかもそれは最終的に代表者で決定していないにもかかわらず、ちょっと来ていただいてどうのこうのとか、実働していると、しかもそれはどういう方になるのかとその経歴も我々には示されないと、県民含めて。それっていうのは普通、議会がいつも執行部をお突きになっている部分で言えば、非常に曖昧なおかしなやり方ではないですか。

(議長) 勉強会の段階ですから、費用がかかっていると言え、そういうご指摘のとおりかも知れませんが。あくまでも勉強会の中で少し議論をさせていただいているということで、一定の広聴広報会議としての結論が出てきていますから、それをあらためて代表者会議にかけて皆さん方の合意を得られたうえで、正式なものにしていきたいと思っております。

(質問) それは11月の代表者会議で。

(議長) そうです。

(質問) 編集アドバイザーの試行を9月1日に勉強会で導入したということですが、効果があったというのはどういった効果があったのでしょうか。

(副議長) 例えば、まず編集アドバイザーに確認したのは見やすさ、また目を

引くのにどういうデザインをしたらいいのかとか、それから分かりやすさというような形の中で、まず「みえ県議会だより」と「みえ県議会新聞」、これを取り上げて、どういうふうな取り扱いをすれば県民の目を引き付けるようなレイアウトになるのか、内容に関しては一旦これまでどおりの編集内容で、どういうふうなレイアウト割りをすればいいのかということをもまず検討させていただきました。その時に、あまりに字の書体を変えてやるというよりも、字の太さ、また書体は同じにする、また色の基調も同じような基調の中でやったほうが見やすい。それと、あまりにも堅い字で表現すると、これは何だろうなということに興味を引くようなところがないので、そういったところも工夫してやりなさいよというようなご指摘もあった中で、今度「みえ県議会だより107号」にその辺のところですのですけれども、ただその中で一般質問の議員配分とかを均等にしなければならぬとか、紙面の制約とかこの辺がありますので、少しは変えたのですけれども見にくくなったり、表現上の在り方が議員本人の意思もありますので、なかなか変えにくかったということで、まず試行的に第一段階として色の基調を合わせたりとか、字体を一緒にしようということで、どのような県議会だよりに変化があるのかということも含めて、試行的にやらせていただいたということです。その中で、委員の皆さんには非常に自分達の活動の中で、例えば県議会レポートを作るといった時に、非常に参考になるという言葉が続出しましたので、今後とも編集アドバイザーを確定するのではなくて適宜自分達が必要になった時には、要請しようというような形で決まったというのが現状です。良さとしてはそういうところで、皆さんが一致したところでございます。

(質問) ホームページへの委員会資料のアップなのですけれども、広聴広報会議としては委員会当日のアップというのを方向としては考えているのですか。

(副議長) 基本的に開始前30分前後にアップするというので、それはなぜかということ、早くすると編集が間に合わないということと、変更が時々ありますのでその辺のところ県民に対して誤解を生じてはいけないということもありましたので、それとアップする時の時間のずれとかもありますので、前日までに何とか執行部の方が間に合わせる事ができないかというような調整をずっとしてましたので、時間がかかったということです。できるだけ12月の委員会の内容に関しては掲げたいと思うのですけれども、資料が膨大になりますと容量の問題で大変なこともありますので、どうしてもページ数が膨大になると掲載しないということも含めて、要綱を作って申し合わせ事項という形で対応させていただきたいと思っております、そういった内容に関して代表者

会議にかけないといけない、その執行部との調整も含めてやっていますので、少し時間がかかって皆さんに報告することが遅れているという状態ですのでご理解いただきたいというふうに思います。

(質問) 本会議録は既にホームページにアップしているのではないですか。

(議長) 事前にですか。

(質問) 事前ではなくて前は冊子でやっていたやつを、今は同時にツーウェイでホームページでも見られる形にはなっているでしょう。

(議長) 議事録でしょう。今私どもが言っているのは議事録ではなくて委員会等に出る政策資料なのです。政策資料を委員会の開催30分前くらいの時にホームページでアップすることによって、県民の皆様方はインターネット中継等を見ながら資料を手にしながらか委員会の議論を聞くことができる。今まではそういう資料なしに、インターネット中継をしたり、インターネットの録画配信をしたりしているものですから、なかなか中身がよく見えない。そういうことがより情報がきちんと手に入ることによって、議会議論へ県民の皆様方のご参加もしていただけるのではないかと、そういうふうなねらいがあるわけです。

(質問) 事前に出しているのは、都道府県議会の中ではまだないですか。

(議長) 鳥取が一部やっていますが、まるきり鳥取と同じ形ではないものですから。やはり委員会まで来れば、当日傍聴に来られればそこで資料を渡すわけですから、県民の方々にしてみればいちいちそこまで行かなければ資料をもらえないのかと言われた場合、それはいかなものかと私どもは思いますので、県内どこに居られても我々が委員会で議論をしている資料は手に入るということが、情報を共有する、政策議論を共有するというのが県民の皆様方の議会議論への参加の第一歩だと思っています。

(質問) おっしゃっていたように、委員会資料って分厚いじゃないですか。全部は多分無理だと思うのですが、見出しだけになるということですか。中身も。

(副議長) 概ね中身がわかるような資料に。ただ、その中で写真とかいろいろな資料がありますよね。それは割愛させていただくということです。できるだ

け載せられるだけ載せようという方向では考えていますけれども、あまりにも量が多くなると、挿絵とかそういうことは控えさせていただくということです。

(議長) 試行錯誤の中で進めていっているところで、原則として公開しようと、事前に皆さんに見ていただこうと、同じ情報量、同じ政策議論を共有できるようにしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

(質問) 掲載する資料というのは、当局側が持ち込みなのか、それとも当局が持ち込んだ資料を加工編集して載せるのか。その時に事務局職員がやるのか。

(議長) 事務局の方でやります。

(質問) 持ってきた資料で、抜粋とかをすることですか。

(議長) はい。PDFファイルに取り込んで公表します。本来は、電子県庁とされている三重県庁ですから、各部局でデータ処理がされてあるべきだと思っていたのですが、なかなかそこまで進捗しておりませんでしたので、まだまだペーパー処理されている部分がたくさんありますから、それはこちらの方でそういうふうな処理の仕方を当面はせざるを得ないということです。

(質問) 鳩山首相の所信表明がこの前あったのですけれども、それについて三重県議会議長としてのお考えは。

(議長) 大変立派な所信表明だと思います。具体策がないというのが一部批判はあるようですが、やはり新しい政権交代後の新しい総理が最初の所信を表明するのですから、自分が考えている政治の理念だとか、この国の形だとか在り方だとか、こういうものについてしっかりとしたお考えを述べられるというのが基本中の基本だと思っていますから、そういう意味では大変立派な所信表明だったと思います。今後具体的な国家像等発表されるということですから、大いに期待をしておりますし、また個々の具体的な政策というのがいくつか少しずつ出てきておりますが、マニフェストに沿った形で出てくるのだと思いますが、そういうものが少しずつ具体化するに従って、私どもも議会としてよく議論をさせていただきたいと思います。

(質問) 9月16日に鳩山内閣が発足して2か月弱ですけれども、この間のもろもろの内閣の運営の在り方を含めて何かお感じになったことは。

(議長)大変ご努力されておりまして、従来の官僚依存から政治主導へ大きく舵を切られているというのは、一般の国民の目から見てもよくわかるのではないかなと思います。とりわけ政務三役の方々のご努力というのは大変なものだろうと思っております、やはり日本が変わってきたな、政権交代があったのだなという思いを新たにしております。ただ、国家戦略室がまだ十分に機能していないではないかとか、行政刷新会議の事業仕訳のメンバーが入れ替わったとかいろいろなことがあります、まだ政権発足46日ですのでまだまだこれからだろうと思います。

(質問)一部で自治体等から自民党政権の時と違って、どこに地方の声を届ければいいのか、要望だったり陳情する先が民主党政権になってわからないという声が上がっているかと思うのですけれども、その件について三重県としてどこに要望を出したりするか、陳情に行きづらいとか何か変わったことはありましたか。

(議長)私も同じことを感じておりまして、全国都道府県議会議長会の折にも内閣府の津村政務官に対して早くそういう受け皿というものを作っていただきたいというお願いをさせていただいたところです。最近ですが、民主党の方で各県連および国会議員がそういう陳情・要望等を受け取って、党の幹事長室で一元管理をしてその中でよく精査したうえで、各政務三役の方に伝えるという仕組みが発表されたようですから、これが早く動き出すというか、機能するよう期待しています。

(質問)編集アドバイザーを試行的に行ったようだけれども、どんなことをしたのか。

(副議長)最初アドバイザーをルールを決めてやろうと言っても、なかなかどういう人が編集アドバイザーなのかというのが委員の人からわかりづらい、何をしたらいいのかわかりづらいということでしたので、議長と相談しながらまず試行的にできないかということで対応させていただきました。

(質問)一回試されたのは、どんな方にお願いしたのか。

(副議長)吉村潔さんという方で、全国的にこういう編集をする協会の人で、全体的に広く経験の深い人だということですので。

(質問) 編集の協会とはどういったものか。雑誌の編集とかいうことですか。

(副議長) 日本広報協会のアドバイザーということですが。そこに登録されている方の中で、何人かの中から選んだということですが。

(質問) こういう効果を上げたとか実績はあるのですか。

(副議長) この人に決めたのは、いろいろな実績のある方で、広報等に関して講師に行ったりとか、そういう編集に携わったりとかいうふうな実績のある方だと聞いて、選定させていただきました。

(質問) どこかの自治体の議会だよりをすごく分かりやすくしたとか何かあるのですか。

(副議長) 具体的にどこの自治体というところまでは、検証しなかったのですが、各自治体に行ったりとか、編集したりとか評議員になったりとか、いろいろな実績のある方だということで、説明を聞きましたので、そういう人だったらいいのではないかという判断でしました。

(質問) 岡田外相の天皇のお言葉発言について、あれについては前に議長に伺った時は岡田外相は総理の器だとおっしゃったのですけれども、見方によっては非常に軽率ではないかという見方も出ているのですが、その辺議長はどうですか。

(議長) 岡田外務大臣の率直な気持ちを少し話されたのだらうと思います。記者会見で。毎回毎回同じお言葉というのはやはり少し、おかしいとは言いませんけれども味気ないといいますが、もう少し陛下のお気持ちが出るような表現の仕方がいいのではないかというような話だと思っております、僕は外務大臣の言われたことがそうおかしいとは思っておりません。

(質問) 憲法上の国事行為に直接関与する云々というそのところが引っかかるので、わりとああいふ形骸的な言葉を宮内庁なりが用意していると思うのですけれども、内閣でも閣議決定されているわけですね。その辺のことを含めても、あの発言はそれはそれで妥当ということですか。

(議長) 許容範囲といえますか、国事行為に関するような発言を外務大臣が求

めたわけでは当然ないわけですから、許容範囲の話じゃないかなと思います。

(以 上) 11:14 終了